

新規公開に関連して新聞報道等で指摘された問題等

- A 社
 - ・ a 証券が「内部管理体制に不備があるので上場を延期しましょう」と提案したが、A 社は数ヵ月後に他の証券取引所への上場に向けて新たな主幹事を募集したところ、5 社が手を上げたとの報道。現在、上場申請のための作業中。
- B 社
 - ・ B 社は、平成 15 年 3 月に上場したが、経営陣の内紛などで社長が 5 度も交代した。その後平成 17 年 6 月に破産により上場廃止（破産手続きの開始決定）。
- C 社
 - ・ 中古マンション販売を手がける C 社は、社長が道路交通法違反で執行猶予処分を受けたことにより、業務を行う上で必要な宅地建物取引業免許の取消し事由に該当したため、主力業務が行えない状況となっていたが、引受け審査を行った c 証券はその事実を確認できず。
- D 社
 - ・ D 社は、上場後僅か 3 ヶ月で予想経常損益の赤字転落を発表。株価は最盛期の半値近くで低迷しているとの報道。
- E 社
 - ・ E 社は平成 15 年 3 月の上場前から架空取引により過大利益を計上していたが、その後不正経理が発覚し、平成 17 年 1 月に上場廃止となった。当社の調査委員会とは「不適切な決算処理は、上場の実現・継続を目的としてなされたものであると考えられる。」とされていた。
- F 社
 - ・ 上場初日に初値がつかず、公募価格を大きく割り込む売気配で終了。
 - ・ f 証券が初の主幹事を務めたが、当社の上場について証券アナリストの間では、公募価格が会社の実勢や発行株数、役職員に対して交付されているストックオプションを考慮すると、公募価格が高すぎるし、上場できる段階にはないとの懐疑的な見方が支配的であったとの報道。
- G 社
 - ・ 上場直後に 100%子会社の投資会社を設立する旨を発表したが、上場申請に際して東証や引受証券会社に提出した資料及び投資家向けの法定開示書類である有価証券届出書には投資会社を作る計画について明記されず。
 - ・ 主幹事証券であった g 証券は「上場直後なのに、未経験で利益が上がるかどうかははっきりしない投資事業に、投資家から集めた資金を使うのは問題で、事前に知っていれば主幹事を断っていた」として抗議したが、受け入れられなかったとの報道。
- H 社
 - ・ 上場のための公募・売出しの募集期間の最終日に、決算の内容が固まったとして、訂正届出書及び訂正目論見書を提出。